

政令第 号

車両制限令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十七条の四第五項及び第四十八条の五十九第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

車両制限令（昭和三十六年政令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「同条第一項の登録又は同条第二項の登録の更新に係る申請一件につき五千円」を「次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額」に改め、同条に次の各号を加える。

一 法第四十七条の四第一項の登録 申請一件につき五千円

二 法第四十七条の四第二項の登録の更新 申請一件につき三千円

附 則

この政令は、令和九年一月一日から施行する。

## 理由

限度超過車両の登録の更新に係る手数料の額について、実費を勘案して改める必要があるからである。